

5. 「西山地区」地区計画

●都市計画決定：平成 8年4月1日(告示第37号・決定)

●都市計画変更：平成30年4月1日(告示第24号・変更)

名称	西山地区	
位置	小山市大字中久喜の一部	
面積	約15.6ha	
地区区分	地区の名称	A地区
	地区の面積	約9.3ha
建築物の用途の制限	A地区	B地区
	約9.3ha	約6.3ha
建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡	—
	ただし、建築基準法別表第2(い)項第9号又は(は)項第7号に掲げる公益上必要な建築物の敷地については、この限りではない。	—
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は2m以上、隣地境界線までの距離は0.5m以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。 1. 軒の高さが2.3m以下の車庫 2. 建築基準法施行令第135条の21に該当する建築物又は建築物の部分で上記1.以外のもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5m以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。 1. 軒の高さが2.3m以下の車庫 2. 建築基準法施行令第135条の21に該当する建築物又は建築物の部分で上記1.以外のもの
	建築物の外壁及び屋根の色彩、工作物及び広告物等の形態並びに色彩は、周辺環境に調和したものとしなければならない。	建築物の外壁及び屋根の色彩、工作物及び広告物等の形態並びに色彩は、周辺環境に調和したものとしなければならない。
かき又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。 1. 生垣 2. 高さ2.0m以下の金網その他これに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合には、基礎の仕上げ高が前面道路から0.6m以下のもの 3. 高さ2.0m以下の補強コンクリートブロック造等のへいで、道路側に幅1.0m以上の植栽帯を設け、植栽を施したもの	

<参考>

- ・建築基準法別表第2(い)項
第6号：【老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等】
- ・同法同表(は)項
第4号：【老人福祉センター、児童厚生施設等】
- ・同法同表(に)項
第3号：【ボーリング場、スケート場、水泳場等】
第4号：【ホテル又は旅館】
第5号：【自動車教習所】
第6号：【15㎡を超える畜舎】
- ・同法同表(ほ)項
第2号：【マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等】
- ・同法同表(を)項
第5号：【学校】

